様式第一号（第六十三条関係）（木板、プラスチック板その他これらに類するものとする。）

**畜産業用倉庫、畜産業用車庫以外の畜舎等の場合**

15cm

以上

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 20cm以上 | | | |
|  |  | | | |
|  | 畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律による認定済（　Ａ構造畜舎等　） | |  |
| 認定年月日・番号 | 令和５　年　５　月　１　日　　　　　第　〇〇〇　号 |
| 認定した者 | □□県知事　畜産　花子 |
| 認定計画実施者氏名（名称） | 農水　太郎 |
| 備考 |  |
|  | | | |

（注意）　（　　　　　　　）には、「Ａ構造畜舎等」、「Ｂ構造畜舎等」又は「発酵槽等」と記入すること。